

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

2025年度（第17期）事業計画書（案）

＜2025年4月1日～2026年3月31日＞

1. 活動の目的と方針 並びに活動理念

（1）活動目的

当法人は、高齢者・障害者等に対して、生活見守り、権利擁護及び成年後見制度に関する相談及び支援等の事業を行い、各地域の市民後見人や成年後見を事業とする法人と連携することによって、安心かつ安全に暮らせる地域社会の実現に寄与することを活動目的とする。

（2）活動方針

当法人の人材、知見、技能等を考慮して現状サービスの質の向上を図り、地域との連携や専門職、行政機関との連携を模索・強化しつつ、高齢者・障害者等の総合サービス支援の相談窓口として地域住民に知名度の浸透を図り、併せてノウハウの習得と相談・支援対象範囲の拡大を図る。

（3）活動理念

ノーマライゼーション※の理念に沿って、高齢者・障害者等の自立と社会参加の促進に取組み、本人にふさわしい住み慣れた地域又は望ましい施設等での生活を実現するため、以下の立ち位置で支援する。

※ 注）厚生労働省の定義に拠れば、ノーマライゼーションとは高齢者・障害者等の社会的弱者を特別視することなく、誰もが社会の一員であると捉える考え方。

・ 自己決定の尊重

本人の意思決定の能力に応じて具体的な選択肢を提示して決定を支援する。

・ 身上保護（身上監護）の重視

財産管理に偏ることなく、本人の生活の質や心のケア及び心身の健康保持を重視して支援する。

・ 本人中心主義

本人の存在・生活・立ち位置から課題や問題を考えて支援する。

2. 事業の実施計画

当法人は、前記1.（1）の活動目的を達成するため、2025年度は次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- （1）成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- （2）生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- （3）福祉サービス利用援助事業
- （4）任意後見契約に関する事業
- （5）法定後見受任に関する事業
- （6）認知症高齢者及び障害者等に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業 ＜但し、情報収集のみ＞

2025 年度の特定非営利活動に係る事業計画

事業名	事業内容	事業担当者の計画人数	被支援者対象範囲と予測人数※1	支出見込み額(千円)
(1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	① 出前講座・説明会の実施 ② 近隣社会福祉施設等への訪問説明	2～3 人 / 回	一般市民	10
(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	① 個別相談の実施 ② 成年後見活動を行う N P O 法人や介護サービス事業者等との連携	2～3 人	一般市民	10
(3) 福祉サービス利用援助事業	① 見守契約等に基づく支援・援助等の活動 ② 見守契約の個別事項として買い物同行支援や医療機関等への通院介助支援等	2～3 人	被支援者 1+1 人	100
(4) 任意後見契約に関する事業	① 任意後見人候補者としての支援活動	2 人	被支援者 0+1 人	10
(5) 法定後見受任に関する事業	① 成年後見人等（後見・保佐・補助）としての活動	10～15 人	被支援者 8+2=10 人	700
(6) 認知症高齢者及び障害者等に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	① 全国市民後見推進協議会への参画 ② 成年後見制度に係る講演会参画等による情報収集	1 人	—	3

※1 注) 被支援者予測人数は 2024 年度実績＋予測増分。

3. 事業の遂行体制

(1) 会議体の活用に拠る意志決定経過の透明化と情報共有

- ア. 理事会（原則として隔月開催／議事抄録は当法人の掲示板に掲載）
- イ. 支援部会議（原則として毎月開催）
- ウ. 監事会（重要案件監事要請で随時開催）
- エ. 受任意志決定審査会（必要に応じ開催）
- オ. 規程検討委員会（必要に応じ開催）
- カ. 「当法人の今後の在り方検討会」（必要に応じ開催）
 - ・ 2022 年 4 月 13 日に第 1 回検討会を Kick off
 - ・ 2025 年 4 月 30 日に第 2 回検討会を開催
 - ・ ここ数年の高齢被支援者の逝去に伴う被支援者数の漸減により、当法人の事業収入の大半を占める法定後見報酬の減少傾向が顕著となる一方で、活動会員（支援者）の高齢化と後継者不足と言う状況下で、「法定後見人等は被支援者が亡くなるまで責任を持って支援を継続することが必須と言う重い使命を達成する為に、当法人の今後の支援活動方針はどうあるべきか」につき、全ての活動会員がそれぞれの置かれた個々の私的立場から具体的な意見を述べる。

(2) 2025 年度当初（2025 年 4 月 1 日）に於ける当法人の現状認識の共有

- i) 男性活動会員 10 名の年齢構成は 67 歳～83 歳で平均 75.3 歳、女性活動会員 6 名の年齢構成は 47 歳～82 歳で平均 68.2 歳、全活動会員 16 名の平均年齢 72.6 歳。
- ii) 法定後見制度による被支援者 8 名と任意契約（安心見守り契約）による被支援者 1 名、合計 9 名の内、障害のある 60 歳代の 2 名を除く 7 名の被支援者の年齢構成は 77 歳～101 歳で平均 88.6 歳。
- iii) 過去 5 年間（2020～2024FY）に於ける当法人の支援基盤の推移は以下の通り；
 - ・ 被支援者数は Max19 名から漸減して 2024FY 末で Min9 名、活動会員（支援者）の数は Max17 名～Min15 名の間を推移して 2024FY 末で 16 名。

- ・法定後見報酬が大半を占める事業収入は Max503 万円～Min313 万円の間に推移、経常外支出を除く総支出額は Max394 万円～Min358 万円の間に推移、期末の正味財産は Max337 万円～Min212 万円の間に推移して 2024FY 末で 225 万円。
- ・法定後見制度による被支援者の新規確保や更なる総支出額の抑制対策を採ること無く現状のままでの支援体制で推移すると、近い将来に当法人の財務基盤が厳しい状態に陥る可能性がある。

(3) 成年後見制度で顕在化した諸課題の解決に向けた国と行政の取組み動向の把握

成年後見制度の現状に於いて顕在化して来た種々の課題の解決に向けた国と地方行政の取組みの中で、当法人の支援活動方針が大きな影響を受けるものとして、以下の2つがある；

- ①厚労省「成年後見制度利用促進基本計画」の「第一期計画（2017～2021FY）に於ける課題」に対する「第二期計画（2022～2026FY）に於ける対応」の中で、高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応する為の担い手確保対策として各市町村が「地域連携ネットワークづくり」を早期に推進するよう求めている。
- ②法務省民事局が、①の「第二期計画（2022～2026FY）」の閣議決定を含む国内外の動向を踏まえ、「成年後見制度の見直しに向けた検討を行なう必要性」について 2024 年 2 月に法制審議会に諮問し、「法制審議会民法 (成年後見等関係) 部会」に於いてこれ迄に 18 回(2025 年 4 月 15 日現在)の会議が行なわれている。

当法人の様な成年後見活動を行なっている NPO 法人としては、被支援希望者や支援活動希望者等とのマッチングが実現出来ることを①の動きに期待していたが、少なくとも現時点では、神戸市（社協）に於ける地域連携ネットワーク協議会への参画メンバーは弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体が主体で、積極的に NPO 法人を加えることは考えられていないことが明らかで、神戸市では支援者と被支援者のマッチング問題解決を行政に期待することは困難であり当法人が独自に検討するほかないが、今後の神戸市の動向が変化する可能性の有無については引続き注視して行く。

又、当然のことながら、当法人の活動方針は②の見直し結果に拘束されるので、②の結果が出るのを注意して待つ必要があるが、結果がでるのは未だ数年先になると予想される。何れにせよ、①や②の結果が出た後、実務に反映される時期は更に数年先になるであろうから、取敢えず当面は現行制度上での検討にならざるを得ないとの認識を共有する。

(4) ガバナンス体制の維持（JCNE グッドガバナンス認証レベルの維持・活用）

2021 年 8 月 2 日に＜JCNE: Japan Center for NPO Evaluation／一般財団法人 非営利組織評価センター＞から認証された当法人のガバナンス体制の維持と活用。認証有効期間は延長で 4 年になり当法人に対する認証有効期限は 2025 年 8 月 1 日。

注) 2025 年 1 月 29 日に開催された『JCNE が 2025 年 4 月からスタートする「グッドギビングマーク制度」に係る説明会』での説明に拠れば、2025 年 8 月 1 日で認証有効期限満了となる現行制度「グッドガバナンス認証制度」から後継の「グッドギビングマーク制度」へ移行申請する場合、当法人は 2026 年 3 月末まで審査料が免除される等の優遇措置が受けられるとのことであるが、新・旧制度認証取得で得られる費用対効果の吟味結果や「当法人の今後の在り方検討会」に於ける検討結果等を踏まえて結論を出す計画とする。

(5) 支援活動に係るリスクヘッジ＜保険加入＞

- a. 「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」（死亡見舞金共済・ボランティア活動保険）の＜市民活動災害共済プラン＞に加入（2012 年度から継続加入）
 - ・加入対象者：兵庫県社会福祉協議会及び兵庫県下各市区町社会福祉協議会に登録された団体及び個人ボランティア
 - ・補償内容：ボランティア活動中（往復途上を含む）事故の傷害補償、障害責任補償、死亡見舞金

- b. 兵庫県社会福祉協議会＜県社協＞「ひょうご福祉サービス総合補償制度」の「居宅サービス事業者 賠償補償制度」に加入＜2025 年度から新規加入＞
- ・ 加入対象者：県社協の会員及び賛助会員＜2025 年度から賛助会員に新規入会＞
 - ・ 補償内容：事業者が、利用者等に対して法律上の損害賠償責任（人格権侵害、受託品損害、訴訟対応費用等）を負担した場合の補償

（6）新規会員の掘り起こし

- ・ 様々な社会経験を持つ人材の確保
- ・ 地域内の眠れる人材への情報発信
- ・ 神戸市ボランティア募集マッチングサイト（ぼらくる）登録
- ・ 当法人の活動紹介・会員募集のポスター掲示やリーフレット(2024-04 版)の配布による広報

（7）外部協働者（専門職、専門組織、他の NPO 等）とのネットワークづくり

- ・ 当法人が取組むサービスに応じた外部協働者の選択
- ・ 外部協働者が有するノウハウの共有

（8）活動情報の外部発信力の向上

- ・ 神戸市「みんなの掲示板」（市内主要駅近隣に設置）への情報掲示
- ・ 当法人 Web 掲示板(日本財団 CANPAN)情報掲示・内閣府 NPO 法人ポータル情報掲示
- ・ ファンドレイジングによる課題解決仕組み「ドネーションプラットフォーム OSUSO」※での当会情報登録

※ 注）おすそわけを基盤に事業展開している株式会社 USTUS（アスタス）が開始したサービスの名称。